

府政防第 5 7 0 号
令和 5 年 3 月 28 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

「災害ケースマネジメント実施の手引き」の策定
及び手引きに基づく取組について（周知・依頼）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

被災者の自立・生活再建を進めるためには、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援が重要であり、内閣府では災害ケースマネジメントの取組を促進してまいりました。

今般、被災経験の無い地方公共団体でも災害時に適切に災害ケースマネジメントを実施できるよう、標準的な取組方法をまとめた「災害ケースマネジメント実施の手引き」を策定しました。

つきましては、下記にご留意の上、福祉部局その他の関係部局及び管内の市町村防災担当主管部局に周知いただくとともに、管内の市町村の災害ケースマネジメントの取組が促進されるよう支援をお願いします。

また、各市町村におかれては、福祉部局その他の関係部局に周知いただくとともに、手引き等を参考にし、発災後に円滑に災害ケースマネジメントを実施できるよう、平時の段階から準備を行っていただくようお願いします。

本手引きの策定については、厚生労働省より厚生関係部局にも周知することとしています。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

※災害ケースマネジメント：被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組。

(1) 災害ケースマネジメント実施の手引きの概要

本手引きでは、地方公共団体が取り組む上での参考となるよう、総論・実施に関する事項（平時からの取組と発災後の取組）・横断的事項を記載しています。

■ 総論（第1章・第2章）としては、災害ケースマネジメントの定義や効果（災害関連死の防止、避難所以外の避難者への対応等を含めた4つの効果）等を示しています。

■ 実施に関する事項のうち、平時からの取組（第3章）としては、

- ・地方公共団体内の関係部局間における実施主体の確認
- ・関係機関・民間団体等との連携体制の構築
- ・これらの体制が整った段階で地域防災計画等に位置づけること

等を記載し、発災時に円滑に取り組むことができるよう示しています。

発災後の取組（第4章）としては、「発災直後～避難所運営段階」「避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階」「応急仮設住宅供与段階以降」の3フェーズに分け、各フェーズにおいて、

- ・支援拠点設置の検討
- ・アウトリーチによる被災者訪問、相談、見守り等の実施
- ・情報を共有する各種会議の実施
- ・支援記録の作成

等を記載し、それぞれのフェーズの被災者の状況に応じた取組の実践を促しています。

■ 横断的事項（第5章～第11章）は、個人情報取扱、災害ケースマネジメント実施者への研修や支援、都道府県の役割、大規模広域災害の発生に備えた準備、福祉施策による災害ケースマネジメントの実施等を記載し、実施に係る横断的な留意事項等を示しています。

■ あわせて、地方公共団体やNPO等の実際の取組事例、地方公共団体が利用可能な支援メニューを掲載しています。

■ また、付属資料では、被災者が利用する支援関連制度、発災時に地方公共団体が独自に創設した支援制度等を参考として紹介しています。

手引きについては、下記よりダウンロードしてご活用ください。

<掲載先>内閣府防災情報のページ

URL : <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>

(2) 災害ケースマネジメントの実施に向けた取組

各地方公共団体におかれては、事例集や手引きを参考にしつつ、発災後に円滑に災害ケースマネジメントを実施できるよう、手引き第3章の記載等を参考に、平時の段階から、地方公共団体内における実施体制の整備や民間団体との連携体制の構築等の取組を進めていただきますようお願いいたします。

災害ケースマネジメントの円滑な実施にあたっては、特に、防災部局と福祉部局の連携

が重要です。このため、平時から、内部での実施体制を明らかにしておく等の準備を進めていただくようお願いします。

また、被災者の抱える課題は様々であり、適切な災害ケースマネジメントの実施には民間団体との連携が重要となります。地域の社会福祉協議会や NPO、士業団体等、協働して取り組む団体との顔の見える関係の構築を進めていただきますようお願いします。

さらに、地方公共団体内の連携体制や役割分担が整理できた段階で、その内容を地域防災計画や地域福祉計画に位置づけ、災害時の取組の根拠を明らかにしていただくことが発災後の対応にあたって効果的であることから、積極的にこれらの計画への位置づけをご検討いただきますようお願いします。

上記に加え、平時から、発災後の取組（第4章）や横断的事項（第5章～第11章）についても確認するとともに、研修を実施するなど、発災時の対応に備えた準備を進めていただきますようお願いします。

以上

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）付

担 当：参事官補佐 新井、主査 葛城

電 話：03-3593-2849（直通）